

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：本宮市水道事業会計

事業名	上水道事業		
事業開始年月日	S8.9.1	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	本宮市	職員数※(H19.4.1現在)	10
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	106.43(H17)	公営企業債現在高(百万円)	4,512(H18)
累積欠損金(百万円)	0(H18)	利益剰余金又は積立金(百万円)	479(H18)
不良債務(百万円)	0(H18)	財政力指数※(H18)	0.63(H18)
資金不足比率(%)	0(H18)	実質公債費比率※(%)	20.7(H18)
		経常収支比率※(%)	89.5(H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成19年1月1日 合併前市町村： 本宮町・白沢村] 水道事業の統合を合併と同時にいった

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から23年度
計画策定責任者	本宮市水道事業管理者 本宮市長 佐藤嘉重
既存計画との関係	合併により新規策定
公表の方法等	平成20年3月議会で説明予定、ホームページにより公表予定
基本方針	<p>安心で安全な水道水の安定した供給を図るため、浄水場の改修及び石綿管改良の計画的な実施していく。また、本宮地区と白沢地区の配水管の接続を進めていく。</p> <p>安定した水道事業の経営を図るため、有収率の向上（老朽管の改良等による漏水の防止）や収納率の向上（未納者対策：給水停止等）を勧めていく。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	196	75	435	706
	補償金免除額	31	20	78	129
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			232	232

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業			435,301	435,301
	簡易水道事業債	196,168	74,635		270,803
合 計 (A)		196,168	74,635	435,301	706,104
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		196,168	74,635	435,301	706,104

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業			231,612	231,612
合 計 (A)				231,612	231,612
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				231,612	231,612

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>給水原価が供給単価を上回っている。 経営収支比率は120で、営業収支比率は129となっておりともに全国平均並みとなっている。 営業総費用に占める支払利息の割合は23%と高い状況にある。</p>
経営課題	<p>課題 ① 給水コストの削減 合併によって、水道の基本計画を策定し、給水方法等の見直しを図り、水道事業の効率化を図る。</p>
	<p>課題 ② 料金の統一 高料金対策として9年間の基準内繰入金が認められるが、その後は減少するため、合併協議事項でもある今後5年以内での料金統一について、検討していく。</p>
	<p>課題 ③ 未納者対策 未納者に対しては、給水停止も実施しながら、収入を確保していく。</p>
	<p>課題 ④</p>
	<p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	91	87	93	96	97	97	98	101	102	100
総収支比率(法適用) (%)	113	110	117	118	120	111	112	115	116	115
経常収支比率(法適用) (%)	116	110	118	118	120	111	112	115	116	115
営業収支比率(法適用) (%)	125	121	128	129	129	128	127	128	128	125
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	うち基準内繰入金 (%)	56	57	57	59	66	100	100	100	100
	うち基準外繰入金 (%)	44	43	43	41	34				
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)	100	100	100	100	100				
	資本的収入分 (%)				100	100			100	100
	うち基準内繰入金 (%)				100	100			100	100
	うち基準外繰入金 (%)									
うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金体系は、合併前の料金体系を引き継いだので、今後5年以内に統一する見込みである。
2 他会計繰入金の見込み	基準内操出金(高料金対策分)以内での操出金のみとし、基準外については、経費節減を図り、平成19年度以降は、解消していく。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成18年度から平成22年度まで、石綿管の布設替工事および立石山浄水場の改修工事(配水地増設・浄水池改修・沈殿池改修)を実施しています。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	コスト削減を早期に実現するため、給水区域・方法の見直し、施設維持管理の効率化を図り、給水原価を下げている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>集中改革プランでは、水道部門の目標は設定していないものの、平成17年4月1日の職員数は295人、平成22年4月1日の職員数を276人とし、19人の削減を目標としている。今回の財政健全化計画では、平成22年4月1日の目標を232人としており、集中改革プランよりも大幅に削減することとしている。平成23年4月1日には230人とし、プラン終了後もさらなる削減をしていく予定である。 職員数 H19 247人、H20 242人、H21 236人、H22 232人、H23 230人</p> <p>地域民間給与の適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映を内容とする公務員の給与構造改革を踏まえ、給料表及び給与制度の見直しを実施している。地域手当については、合併前より調整手当の支給対象となっている地域がなかったことから、設けなかったところである。</p> <p>技能労務職員がいないため該当なし。</p> <p>特昇制度は廃止したが、50歳以上の職員の早期退職の場合のみ、退職時に昇給する制度はある。しかし、今後廃止に向けた検討を行う。</p> <p>共済組合の事業主負担割合はほぼ二分の一で行っている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>施設の維持管理の業務について、現在まで単年度の契約で行っていたが、長期継続契約による複数年契約で今後行っていく。 【課題①】</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p data-bbox="152 347 600 435">○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p data-bbox="629 336 1503 389">料金は、合併前の料金体系を引き継いだので、今後5年以内に料金を統一していく。未納者対策として、給水停止も含めた対策を実施していく。</p> <p data-bbox="965 421 1099 445">【課題②・③】</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p data-bbox="152 628 600 681">○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p data-bbox="629 644 1615 668">当初予算、決算、上半期・下半期の予算執行状況について、広報誌・ホームページで公表する。</p> <p data-bbox="152 772 600 798">○ 行政評価の導入</p> <p data-bbox="618 756 1951 809">現在、基本事業についての評価を実施中。今後、事務事業評価への移行を進めるとともに、評価範囲を施策評価にまで拡大し、その評価結果を予算編成等へ反映していきたい。</p>
5 その他	<p data-bbox="640 871 837 895">[改善額の考え方]</p> <ol data-bbox="913 871 1435 951" style="list-style-type: none"> 1. 職員給与費は、H19で職員の1人減分 2. 維持管理費等は、委託費の改善額の合計 3. 工事コストは、工事手法の見直しによるもの

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	現在、合併後の集中改革プランを策定中であるため、そのプランに沿って進めていく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	施設の維持管理の業務について、現在まで単年度の契約で行っていたが、長期継続契約による複数年契約で今後行っていく。 料金体系が、合併前のままであるため、今後5年以内に統一していく。 工事コストの削減のため、再生材の利用など工法等の見直しを図る。 【課題①・②】
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準内繰出金（高料金対策分）以内での繰出金のみとし、基準外については、経費節減を図りながら平成19年度以降は、解消していく。 【課題①】
4 その他	有収水量の確保に努め、料金収入の増加にあたる

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
4	その他(有収水量の増)					847,875		857,497	861,784	866,093	870,423	854,776	
	改善額							9,622	13,909	18,218	22,548	6,901	71,198
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額							8,212	8,212	8,212	8,212	8,212	41,060
	給与水準					8,212							
	改善額							8,212	8,212	8,212	8,212	8,212	41,060
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	13	13	13	12	11		10	10	10	10	10	
	増減数(人)				1	1		1					
2	維持管理費等	107,558	107,070	102,248	104,393	106,031							
	改善額(適正化)	9,126	9,614	14,436	12,291	10,653	56,120						
2	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)							9,985	4,000	4,000	4,000	4,000	25,985
	その他(基準外繰入金の抑制)												
	改善額												
	累積欠損金比率	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
	増減												
	企業債現在高	5,129,655	5,130,819	4,898,023	4,652,183	4,511,772		4,388,988	4,158,838	4,084,999	4,035,524	3,751,070	
	増減	162,361	-1,164	232,796	245,840	140,411		122,784	230,150	73,839	49,475	284,454	
	計画前5年間改善額 合計						56,120						138,243
	(参考) 補償金免除額												129,341

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	30,039	30,114	30,132	30,632	30,899	31,023	31,147	31,272	31,397	31,523
年間総有収水量(千m ³)	5,232	4,964	5,303	5,361	5,393	5,525	5,551	5,577	5,603	5,629
公称施設能力(m ³ /日)	26,621	26,621	26,621	26,621	26,621	26,621	26,621	26,621	26,621	26,621
1日最大配水量(m ³ /日)	21,908	20,555	21,689	24,331	22,265	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500
最大稼働率(%)	82.30	77.21	81.47	91.40	83.64	88.28	88.28	88.28	88.28	88.28
供給単価(円/m ³)	156.49	157.50	157.14	157.32	157.22	155.20	155.25	155.30	155.35	151.85
給水原価(円/m ³)	172.24	180.27	168.54	164.28	161.34	160.07	158.55	154.40	152.12	151.59

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

(なし)